

航空貨物から海上貨物への切り替えについて、ヒアリングへのご協力をお願いいたします。

現在ご提示しております「航空貨物における仮陸揚関連業務の改善」の検討において、航空輸送の貨物を、海上輸送へ切り替えるケースについて確認したいと考えており、以下項目について、ご回答をお願いいたします。

なお、第6次NACCS更改において、海上機能で航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は航空機能で処理することとしており、イレギュラーケースへの対応のため、「CHG（貨物情報切替登録）業務」を設けて、「海上貨物→航空貨物」への切り替え機能をご提供しております。

<ヒアリング項目>

- ① 航空輸送→海上輸送への切り替えの有無
- ② 「有」の場合、切り替えが発生するケース（具体的なケースをご教示ください。）
- ③ ②の発生頻度

<参考> 第6次NACCS更改「海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止（概要）」

1. 海上機能で航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は航空機能で処理することとする。
2. イレギュラーケースである以下の2ケースについては、情報の継続性を確保するため、新規業務により情報連携を可能とする。

- ① 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合



- ② 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合



WG後のアンケートに上記ヒアリング項目を設けておりますので、アンケートにてご回答いただけますと幸いです。
ご協力の程、よろしくをお願いいたします。